

議案第39号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条の2、第16条関係）

区分	使用料	
	単位	金額
略		
シャワー	1人1回につき	200円
記帳電算室	使用面積1平方メートルにつき 1月	830円
研修室	使用面積1平方メートルにつき 1時間	6円
調理実習室	使用面積1平方メートルにつき 1時間	6円
学習室	使用面積1平方メートルにつき 1時間	6円
略		

備考

1～4 略

別表（第2条の2、第16条関係）

区分	使用料	
	単位	金額
略		
シャワー	1人1回につき	200円
略		

備考

1～4 略

5 「仕立場のための利用」とは、卸売を受けた水産物の仕

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

分け及び荷造りのための利用をいう。

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。